

令和4年度

対象：事業者・その他関心のある方

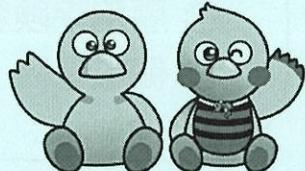
埼玉県労働セミナー【動画配信】

知っておきたい！ 労働関係法令改正のトピック

参加
無料

★ 講義内容 ★

- 改正育児介護休業法の段階的施行
- 改正労働施策総合推進法の中小企業への拡大
- 改正女性活躍推進法の適用企業の拡大
- 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設
- 雇用保険料率の変更
- 健康保険・厚生年金保険の適用拡大



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

2022年は人事労務担当者や経営者にとって、重要な法改正が多数予定されています。「育児・介護休業法の改正」や「健康保険・厚生年金保険の適用拡大」など、おさえておくべき法改正について専門家が解説します。

配信期間

令和4年6月10日（金）～令和5年3月17日（金）

※埼玉県公式YouTubeで配信

申込期限

令和5年3月14日（火）まで

講 師

人事労務コンサルタント

小木曾 伸 氏

講師プロフィール

約30年間民間会社の人事労務関連部署に勤務し、製薬会社で人事課長、ペットフード会社で人事部長を経験。
この間勤務社会保険労務士として活躍。その後東京労働局に厚生労働事務官として勤務し、埼玉労働局で指導員として労働相談を行う。
2021年まで埼玉県庁で仕事と生活の両立支援相談員として勤務。

配信時間

約70分（全6編）

対象者

事業者・その他関心のある方

お申込み方法（インターネットのみの受付となります）

※申込期限：令和5年3月14日（火）まで

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=33892

知っておきたい！ 労働関係法令改正のトピック



【右の二次元コード】または「埼玉県 労働セミナー」で検索！

（内容）

- 改正育児介護休業法の段階的施行
- 改正労働施策総合推進法の中小企業への拡大
- 改正女性活躍推進法の適用企業の拡大
- 雇用保険マルチジョブホルダー制度の新設
- 雇用保険料率の変更
- 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

※ 御入力いただいた個人情報は、動画URLの送付など、当講座の実施に関すること以外には使用いたしません。

注意事項

- ・通信環境の契約内容によっては、別途通信料が自己負担として発生します。
- ・視聴後の質問等は受け付けておりません。
- ・当セミナーは受講証明書を発行いたしません。
- ・お申込み完了後、動画配信開始日までに動画URL及び講義テキストなどの関係資料をメールにてお送りします。

お問い合わせ先

埼玉県 産業労働部 多様な働き方推進課

TEL 048-830-4515 FAX 048-830-4821

Mail:a3960-09@pref.saitama.lg.jp